

災害に備えて！ 平常時から避難行動要支援者を地域で見守り、避難支援につなげましょう！

災害時に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難誘導と安否確認をスムーズに行うために、古賀市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）を見直しました。

避難行動要支援者が安全かつ迅速に避難するためには、自助・共助・公助の役割を知っておくとともに、平常時から地域の交流を深め、支援につなげていくことが大切です。

障がい者等自力で避難できない人もいることを認識



自助 ～自分の命は自分で守る～

非常に重要であることを認識



共助 ～家族、地域等での助け合い～

主体は「地域住民」です

限界もあることを認識

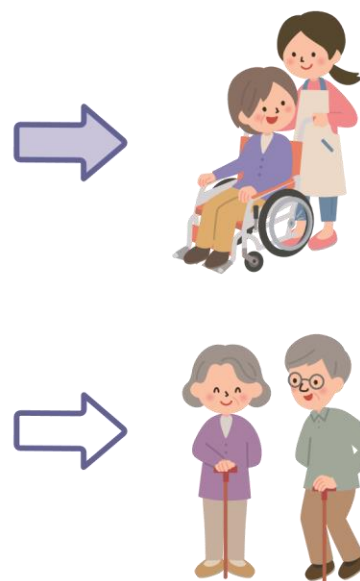


公助 ～自助・共助を支援～

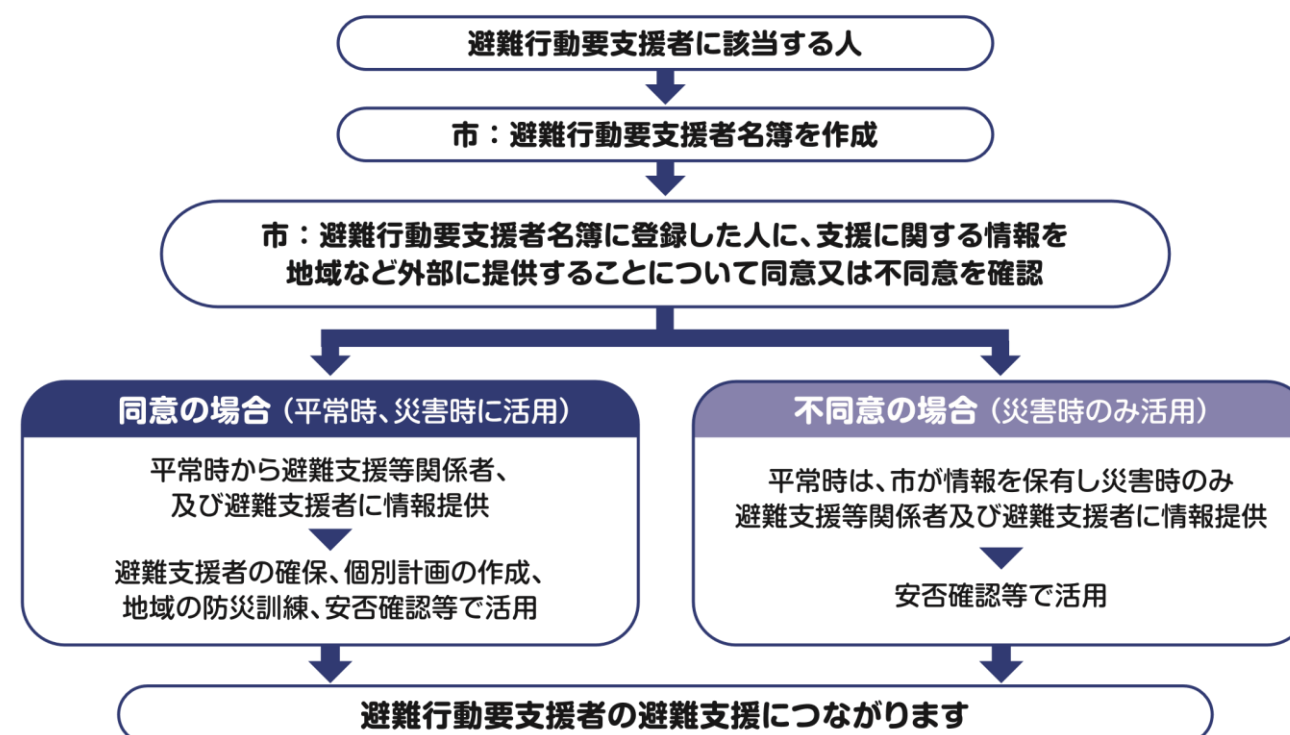
1 避難行動要支援者とは？

災害時に、自宅から支援がなければ避難できない、家族等による必要な支援が受けられないなど避難するのに支援を必要とする人です。ただし、家族と同居している、施設に入所、長期に入院している人は除きます。

要件区分	A	介護保険法における要介護3～5と認定された人
	B	身体障がい者 ・視覚障がい1、2級の人 ・聴覚障がい2級の人 ・肢体不自由1、2、3級の人 ・内部障がい1、2級の人
	C	知的障がい者 療育手帳A、Bの人
	D	精神障がい者 精神障がい者保健福祉手帳1級の人
	E	70歳以上のひとり暮らしの人で、自力避難が困難で名簿登録を希望する人
	F	75歳以上の高齢者のみ世帯の人で、自力避難が困難で名簿登録を希望する人
	G	その他、災害時において支援が必要と認められる人



2 避難行動要支援者を避難支援する流れ



ワンポイントアドバイス

- ☐ 家族と同居しているが日中は一人
 - ☐ 自分で避難するのに不安がある
 - ☐ 施設に入所または長期に入院していたが自宅に戻った
 - ☐ 日頃から家族に1人で介助してもらっているが不安がある
- など、避難支援が必要と認められる場合は、避難行動要支援者名簿に登録することができます!!



3 避難行動要支援者の役割（自助）

- 役割のポイント**
- ・平常時から隣近所等地域とのつながりを深めておきます
 - ・災害時に必ず避難支援が受けられるものではないことを理解しておきます

平常時	災害時
☐ 古賀市総合防災マップの確認	☐ 避難のための積極的な情報収集
☐ 災害情報等をスムーズに得る手段の確認	
☐ 古賀市防災メールへの登録	☐ 早め早めの避難行動
☐ 避難行動要支援者名簿の登録申請及び情報提供への同意	
☐ 緊急連絡先の確認	☐ 避難所等へ避難が必要と判断した場合のすみやかな避難
☐ 命を守るために取るべき行動の確認（家具の安全対策実施等）	
☐ 非常持出品、非常備蓄品の準備（常備薬等）	
☐ 避難経路の確認	☐ その他、避難行動要支援者が必要と認めるもの
☐ 地域で行われる防災訓練等への参加	
☐ その他、避難行動要支援者が必要と認めるもの	

4 避難支援等関係者及び避難支援者の役割(共助)

● 避難支援等関係者とは？

自主防災組織、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、粕屋北部消防本部、古賀市消防団、粕屋警察署など

● 避難支援者とは？

避難支援や安否確認をする個人

役割の ポイント

- 平常時から、個別計画の作成を支援します
- 災害時は、まず自らの生命や身体の安全の確保を図ります
- 避難行動要支援者同意者リスト及び個別計画を活用して、避難支援等や安否確認を行います
- 避難支援は可能な範囲で行うものであり、法的責任や義務を負うものではありません

平常時	災害時
☐ 避難行動要支援者同意者リスト、個別計画の情報共有	☐ 避難行動要支援者への避難指示等の伝達への協力
☐ 避難行動要支援者情報の収集、名簿登録への啓発、更新情報の把握	☐ 避難経路の確保と安全な避難誘導
☐ 避難行動要支援者の避難時に配慮してほしいことに応じた避難支援者の確保	☐ 避難行動要支援者の避難支援者による移送
☐ 個別計画の作成支援 ～避難行動要支援者本人の意向を尊重した避難方法の検討等～	☐ 避難行動要支援者の安否確認への協力
☐ 避難行動要支援者を含めた避難訓練等の実施	☐ その他、避難支援等関係者及び避難支援者が必要と認めるもの
☐ 社会福祉施設等の避難確保計画の作成	
☐ その他、避難支援等関係者及び避難支援者が必要と認めるもの	

5 市の役割(公助)

平常時	災害時
☐ 避難行動要支援者に関する名簿情報の把握	☐ 早めの避難につなげる情報の伝達
☐ 避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者同意者リスト、避難行動要支援者不同意者等リスト、個別計画の作成	☐ 避難支援等関係者及び避難支援者との連携
☐ 避難支援等関係者及び避難支援者への名簿情報の提供	☐ 避難行動要支援者の安否確認
☐ 避難行動要支援者避難支援プランの周知と避難行動要支援者名簿登録の啓発	☐ 避難所等における開設及び自主運営の支援
☐ 避難行動要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発	☐ 必要に応じて福祉避難所を開設
☐ 避難所等の運営マニュアルの確認	☐ その他、市が必要と認めるもの
☐ その他、市が必要と認めるもの	

6 名簿情報を活用するしくみ

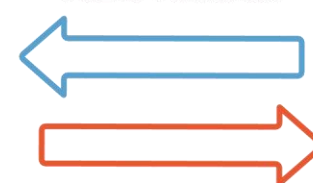
平常時から、地域で名簿情報を活用して避難行動要支援者に応じた避難支援者を確保し、個別計画の作成を進め、避難行動要支援者の避難支援につなげましょう！

自助 ～自分の命は自分で守る～



避難行動要支援者

日ごろの声かけ、見守り
災害時の避難支援



良好な関係づくり

共助 ～家族、地域等での助け合い～



避難支援等関係者及び 避難支援者



もっと詳しく知りたい！

プランの本編を、市ホームページに掲載しています。
市ホームページ > 個別計画 > 古賀市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)

お問い合わせ先

● 避難行動要支援者、福祉避難所に関すること

〒811-3116 古賀市庄205番地(サンコスモ古賀)
古賀市 保健福祉部 福祉課 福祉政策係

TEL: 092-692-1871 FAX: 092-942-1154
e-mail: fukushi@city.koga.fukuoka.jp